Aichi Labour Standards Public
ARK
Interest Incorporated Association

エー・アール・ケイ　マンスリー
公益社団法人愛知労働基準協会

2025
5
vol.
596

CONTENTS

1-3	・令和7年度愛知労働局行政運営方針
4	・令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について ・職場の熱中症対策が義務化されます（6月1日施行） ・職場における熱中症予防対策情報について
5	・連載 第3回（全6回）　熱中症予防対策について 藻谷 岳志 氏（愛知労働局 労働基準部 健康課長）
6	・職場における熱中症対策の強化について
7	・災害発生状況 令和7年度 労働保険の年度更新　ご案内
8	・連載 第2回（全6回）労働条件の不利益変更 菊川社労士事務所 代表 特定社会保険労務士 菊川 愛 氏
9	・【愛知労働基準協会の講習について】 振替申込み制度廃止のお知らせ（令和8年4月1日より） 第14回定時会員総会等開催のご案内
10	・技能講習等講師研修会を開催しました ・外国人技能実習制度関係者養成講習
11	・【全基連】2025最旬労働法研究会のご案内
12	・企業の労働110番 労働相談室のご案内 ・中央労働災害防止協会　2024年度中小企業無災害記録証　受賞事業場紹介 ・中央労働災害防止協会　中小企業無災害記録証授与制度　申請のご案内
13-14	・第84回全国産業安全衛生大会in大阪・近畿　開催案内 ・働く人の安心づくりフェア 緑十字展2025 in大阪・近畿（入場無料）
15	・技能講習等講習会予定表

安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

愛知労働基準協会は、愛知労働局が提唱する
「安全経営あいち®」の理念に賛同しています。

令和７年度 愛知労働局行政運営方針

愛知労働局

令和７年度の愛知労働局行政運営方針においては、以下の３つの柱に基づき、自治体、労使団体、関係機関とも連携を図り、効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。

行政運営方針の３つの柱

〇最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援
〇人材確保支援、リ・スキリングの推進
〇多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

令和７年度愛知労働局行政運営方針の概要

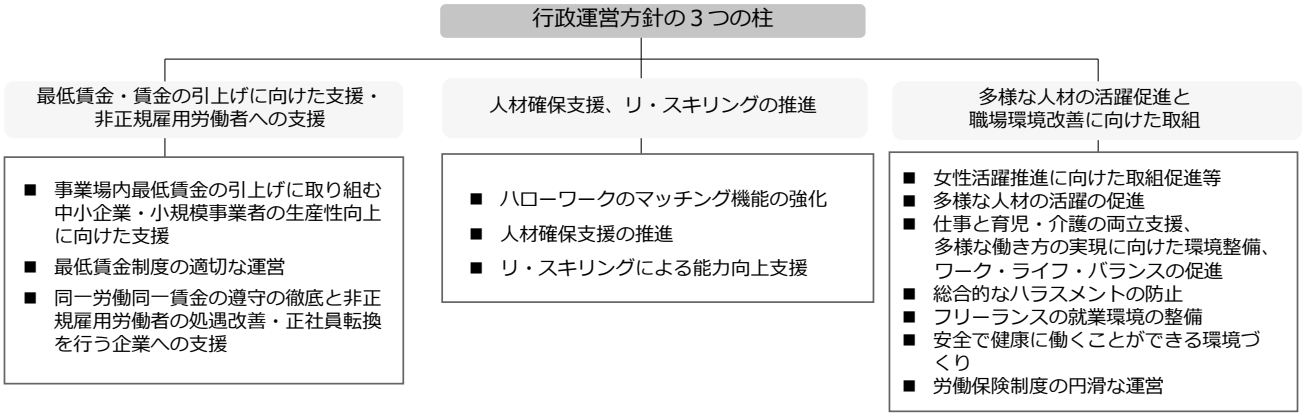

労働基準部関係の取組の概要については、以下のとおりです（抜粋）。

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援・非正規雇用労働者への支援

⑴ 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

■ 賃金引上げを支援するための各種支援策等の積極的な周知及び利用勧奨

〇個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、キャリアアップ助成金等をまとめて紹介する「賃上げ」支援助成金パッケージを周知する。

〇業務改善助成金により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。

〇「愛知働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口において、社会保険労務士等の労務管理の専門家が無料で相談支援を行う。

〇中部経済産業局との連携を強化し、よろず支援拠点や生産性向上のための補助金の紹介を行う。

■ 取引適正化・適切な価格転嫁等への機運の醸成等

〇労働局及び労働基準監督署において、内閣官房及び公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を行う。

〇「しわ寄せ」に関する情報を把握した場合には、中部経済産業局に情報提供を行う。

〇「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」に基づき、「取引適正化・価格転嫁促進シンポジウム」を開催するなど、県内の行政機関、経済団体、労働団体及び金融機関が連携して取引適正化、適切な価格転嫁等への機運の醸成を図る。

〇「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、監督指導等により、最低賃金・賃金支払の徹底を行うとともに、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の取組の好事例を提供する等、企業の賃金引上げに向けた環境整備を行う。

⑵ 最低賃金制度の適切な運営

■ 愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営

〇事務局として、県内の経済動向、地域の実情及びこれまでの審議状況などを踏まえつつ、適切な資料の収集、作成、提示に努め、厚生労働省労働基準局賃金課と連携を図りながら、審議を尽くして金額が決定されるよう愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。

■ 最低賃金額の周知及び遵守の徹底

〇最低賃金額の改正については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、県民に幅広く周知し、使用者及び労働者等に周知徹底を図る。

〇これまでの監督指導の結果や労働相談等の各種情報を踏まえ、最低賃金の遵守を図るため、履行確保上問題があると考えられる業種等に対して重点的に監督指導等を行う。

2 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

⑴ 安全で健康に働くことができる環境づくり

■ 長時間労働の抑制

〇各種情報から、時間外・休日労働時間数が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を中心に、監督指導を実施する。また、過労死等を発生させた事業場に対しては、企業本社における全社的な再発防止対策を指導する。

〇11月の「過労死等防止啓発月間」において、過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンに取り組む。

〇「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や個別訪問等を通じて、中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う。

〇令和６年度に時間外・休日労働の上限規制が適用された建設業、自動車運転者、医師について、労働時間短縮に向けた支援を行う。

■ 労働条件の確保・改善対策

〇監督指導を通じて、事業場における基本的労働条件の枠組みや管理体制の確立を図り、労働基準関係法令の遵守を図る。

〇重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

〇技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場や名古屋出入国在留管理局・外国人技能実習機構との相互通報制度により通報があった事業場等に対し監督指導を実施する。

〇自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場や愛知運輸支局との相互通報制度により通報があった事業場等に対し監督指導を実施する。また、愛知運輸支局との合同監督・監査を実施する。

〇障害者である労働者については、自治体等の関係機関と情報共有を図り、労働基準関係法令違反の疑いのある事業場に対して速やかに監督指導を実施する。

■ 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

〇リスクアセスメントのプロセスには、現場の実態把握を含めていることから、これを通じて経営上必要な視点である「ＰＱＣＤＳＭＥ」を一体的に捉え、それらを同時に高める戦略的手法を「安全経営あいち®」として提唱し、推進する。

〇「安全経営あいち®」の推進を通じ、重篤災害の撲滅を目指すだけでなく、生産性向上等により労働分配を高め、働き方改革の推進等、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進する。

○登録により、当局の登録商標であるロゴ及び名称が使用可能となる、「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用を通じ、「安全経営」とリスクアセスメントに積極的に取組む事業場の姿勢を内外に示すことで、企業価値向上を支援する。

○高年齢労働者が安全に働ける職場環境の実現にむけ、エイジフレンドリーガイドライン・補助金の周知、外国人労働者等に、安全衛生に関する視聴覚教材等を周知する。

《第三次産業対策 （+Safeの運用）》

○顧客等へのサービス提供と安全衛生管理の一体的運用を促すため、寄り添い型支援「+Safe」の運用を通じ、自主的取組を促す。

《リスクアセスメント出前講座の利用促進》

○「安全経営あいち®」の中核であるとともに、機械の包括的な安全基準に関する指針、化学物質の自律的管理でも必須となる、リスクアセスメントの理解促進のため、出前講座を積極的に広報し、利用を促す。

《総合的な健康確保対策》

○個別の情報として取り扱われがちな、健康診断、面接指導、ストレスチェック等の結果を総合的に取扱う手法の指導を通じて、事後措置の実施と健康保持増進を一体的に推進する。

○危険性・有害性が認められた化学物質について、リスクアセスメントを中核とした、労働者のばく露の程度の低減措置の実施等について、丁寧な指導援助を行う。

《製造業対策》

○「機械の包括的な安全基準」に基づいて、機械メーカーからユーザーに対する使用上の情報提供の確実な実施及び当該情報を踏まえたリスクアセスメント等の実施について、丁寧な指導援助を行う。

○既存の動力機械について、労働者の注意力によってのみ、安全を担保する措置から、必要な保護方策を追加する等の指導を徹底する。

《建設業対策》

○設計時に安全面を含めた施工の事前シミュレーション（フロントローディング）の実施について、丁寧な指導援助を行う。

○デジタル技術やＡＩ、ウェアラブル端末等、ＤＸの推進により、効率的・効果的な安全衛生管理及び危険有害作業の遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。

○足場等の墜落防止措置等、必要な保護方策等の指導を徹底する。

■ 労災保険給付の迅速・適正な処理

○労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し、管理者による組織的な進行管理を徹底する等、迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準等に基づいた適切な認定を行う。

特に、認定までに時間を要する脳心事案や精神事案などの複雑困難事案の請求が増加傾向にあるが、労災担当部署（愛知労災保険業務センター）と監督・安全衛生担当部署が連携し、認定基準等に基づいた適切な認定及びより一層の迅速な処理に努めるとともに、請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底する。

○労災診療費算定実務研修会及び新規労災指定医療機関説明会等の機会を活用するとともに、石綿認定等事業場の公表時期に合わせて、がん診療連携拠点病院を中心とした労災指定医療機関に対し、認定基準等の周知広報を行う。

※ 行政運営方針（全体概要版）は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。

令和７年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について

愛知労働局

愛知労働局は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、５月から９月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

昨年1年間の全国における職場の熱中症の発生状況（令和7年1月7日現在の速報値）は、死亡を含む休業4日以上の死傷者1,195人、うち死亡者は30人となっています。愛知労働局管内では、令和6年速報値において死亡者はなかったものの、休業4日以上の被災者数は88名となっています。

熱中症の発生は毎年5月ごろ、かなり早い時期から始まり、特に暑熱順化（暑さに慣れること）が十分でない時期に急激に気温が高くなると、熱中症発生のリスクは高くなります。

また、熱中症の発生はＷＢＧＴ（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても作業者の暑熱環境ばく露管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能です。

本キャンペーンにおいては、特に事業者による①暑さ指数（ＷＢＧＴ）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、に重点を置き、愛知労働局が関係団体と連携して周知・啓発を図ることとしています。

愛知労働局が実施している熱中症予防対策の集中的な取組についての詳細は、愛知労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html）または、右の二次元コードよりご確認ください。

職場の熱中症対策が義務化されます（6月1日施行）

厚生労働省は、4月15日に職場での熱中症対策を罰則付きで事業者の義務とする「労働安全衛生規則」の一部を改正する省令を公布しました。令和7年6月1日より施行されます。

熱中症の疑いがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するための「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

対象となるのは、気温や湿度などから算出する「暑さ指数」（WBGT）が28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業です。

詳しくは、今号5～6ページまたは封入の「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットをご確認ください。

職場における熱中症予防対策情報について

職場における熱中症予防対策に役立つ情報は、下記の二次元コードからご確認いただけます。

職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

熱中症予防サイト（環境省）

連載
第3回

熱中症予防対策について

藻谷 岳志 氏（愛知労働局 労働基準部 健康課長）

近年、夏の暑さを背景に屋外作業を中心に熱中症による重篤な労働災害が多発しており、昨年も全国で職場における熱中症により３０名の尊い命が失われてしまいました。今年も、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」が５月１日～９月30日まで実施されます。熱中症は、気温の上がる毎年５月頃より発生します。最も多く発生する７月～８月を迎える前に早期に予防対策に取り組むことが重要です。

厚生労働省では、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和３年４月20日付け基発0420第３号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけることとしています。本年は、特に、事業者の皆様方には、

①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること

②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと

③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと

など、重点的な対策の徹底を図るようお願いします。なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても同様の措置を講ずるようお願いします。

昨年、愛知においては、休業４日以上の熱中症が88件発生し、令和２年の92件（うち死亡災害４件）に次ぐ、ワースト２位となってしまいました。昨年の名古屋における６月～８月の最高気温の平均は、33.0℃と過去最高だった影響が大きいと考えられます。重篤化を防ぐ対策が浸透してきているからか、幸いにして死亡災害は発生していませんが、工事現場の警備員が熱中症で倒れたあと発見が遅れ、病院に運ばれたものの、何か月もの間、意識不明の状態となる災害が発生してしまいました。全国の熱中症死亡災害（令和２年～令和５年）の分析結果を見ても、ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」（97％）によるものとなっています。

このため、右の１、２の措置を事業者に罰則付きで義務付ける内容の改正労働安全衛生規則が６月1日に施行されることとなりました。熱中症の重篤化を防ぐため、改正規則に沿った取組をぜひよろしくお願いします。

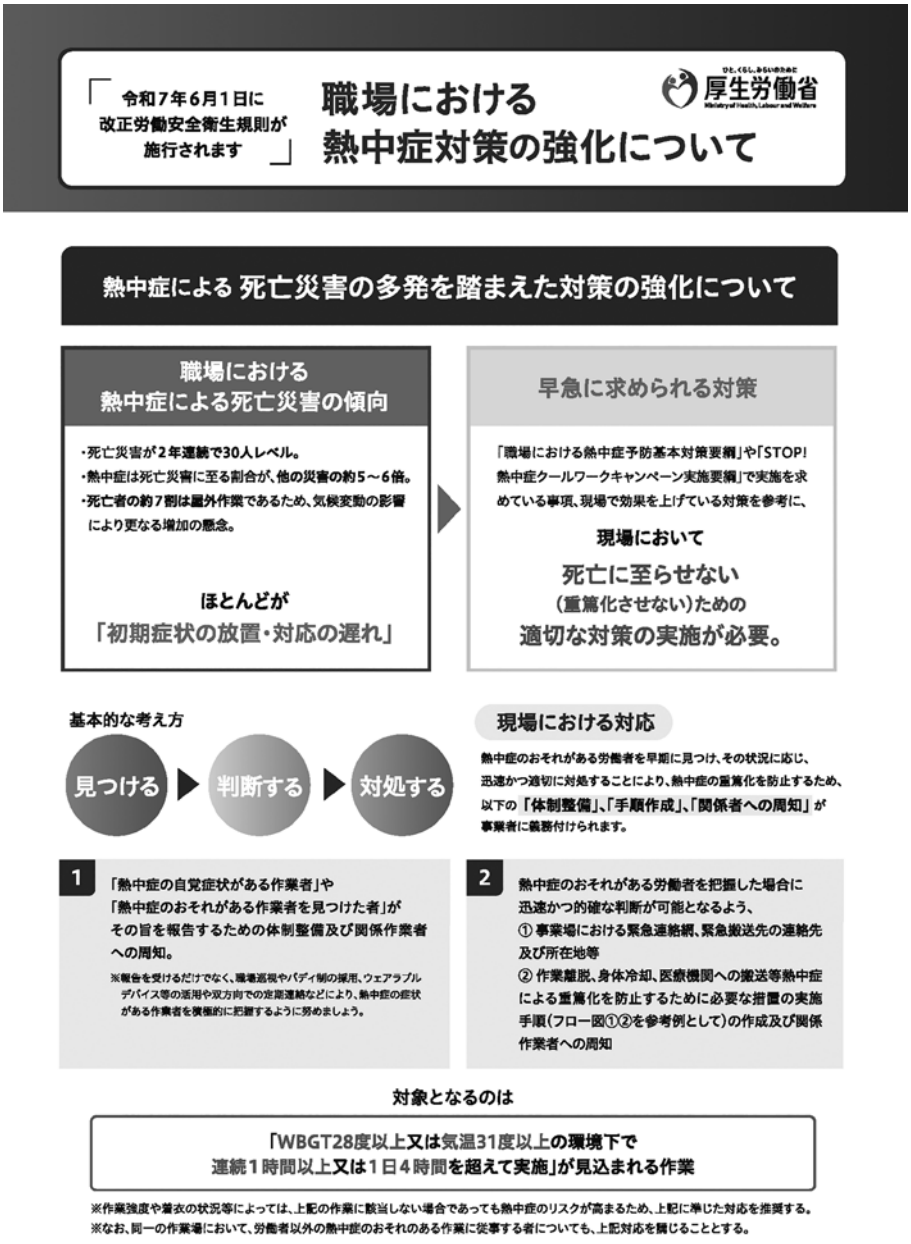

職場における熱中症対策の強化について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

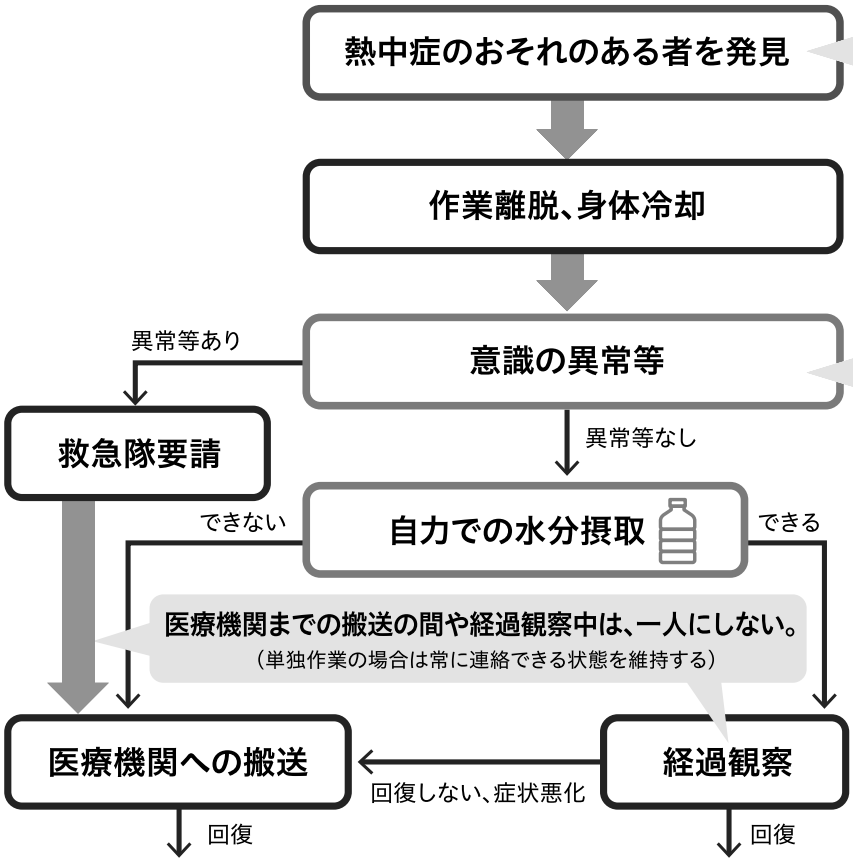

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

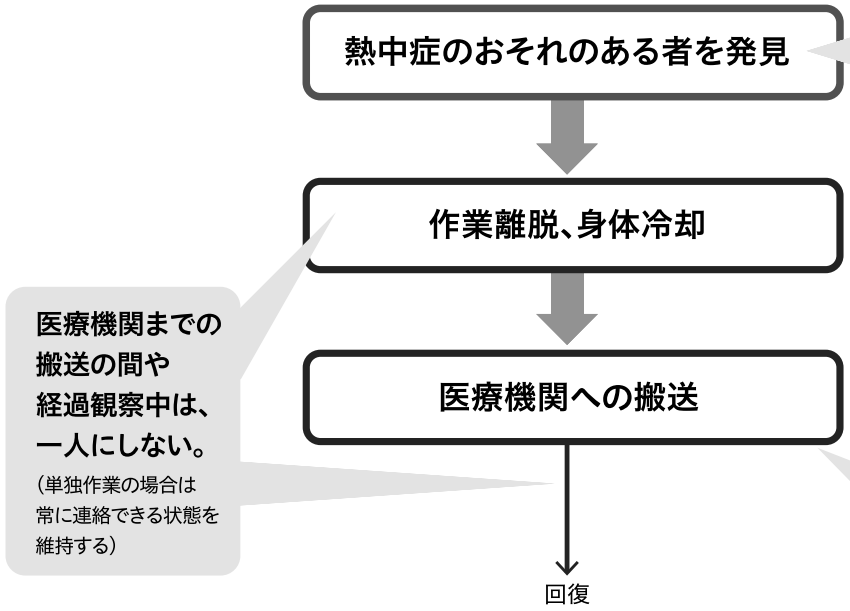

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている　など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

災　害　発　生　状　況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧　（令和7年４月３日現在）

発生日時	事故の型／起因物	災害発生状況・原因		
R6.4.25. 19:10	その他 起因物なし	業務中、疾病を発症し死亡したもの。		
	事業場規模　30～49名	業種　商業	40代　営業･販売関連事務	経験　4年
R6.5.27. 00:00	その他 起因物なし	自宅で亡くなっているのを発見されたもの。		
	事業場規模　9名以下	業種　一般機械器具製造業	40代　管理者	経験　22年
R6.12.20. 5:00	墜落・転落 はしご	工場内にあるタンクに立てかけた脚立（梯子のように伸ばした状態で使用）から落ちて気を失っているところを発見されたもの。		
	事業場規模　10～29名	業種　食料品製造業	60代　その他の製造工	経験　16年
R7.3.6. 8:04	爆発 爆発性の物等	ラインのショットピーニング作業で発生する粉塵を集塵する一次集塵機において、差圧計の異常の原因確認を行うため、被災者が集塵機室に立ち入っていたところ、一次集塵機で小爆発があり、直後小爆発の衝撃で開いた一次集塵機の点検口において大爆発が発生し、爆発により被災者が死亡したもの。		
	事業場規模　300～499名	業種　輸送用機械等製造業	40代　その他の職種	経験　10年
R7.3.12. 18:00	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	製造ラインの清掃作業中、製造ライン上の金型と金型上部に設置された局所排気装置のフード部に頭部を挟まれたもの。病院へ搬送されたが、その後死亡したもの。		
	事業場規模　100～299名	業種　化学工業	10代　製造業	経験　0年
R7.3.15. 7:10	交通事故（道路） トラック	ダンプを運転中、カーブを曲がり切れず中央分離帯に衝突した。その後、死亡が確認されたもの。		
	事業場規模　9名以下	業種　商業	70代　配達員	経験　15年

愛知労働局管内死亡災害発生状況　（令和7年４月３日現在の速報値）

令和7年発生分　　※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種＼年別	令和7年速報値		令和6年同時期（速報値）		令和6年確定値	
製造業	2		1		8	(1)
食料品製造業					1	
化学工業	1					
鉄鋼・非鉄金属						
金属製品					1	
一般・電気・輸送用	1				3	(1)
その他			1		3	
建設業	1				9	(2)
土木工事業	1				2	(1)
建築工事業					3	
その他					4	(1)
陸上貨物運送事業			1		3	(1)
商業	1	(1)	3	(2)	9	(6)
卸売業					1	
小売業	1	(1)	2	(1)	7	(5)
その他			1	(1)	1	(1)
清掃・と畜業			1		2	
上記以外の事業	1				3	(1)
合計	5	(1)	6	(2)	34	(11)

月別死亡災害発生状況積算グラフ

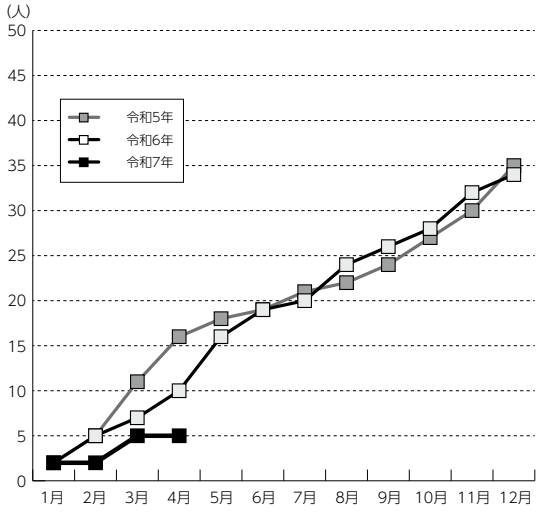

令和７年度 労働保険の年度更新 ご案内

愛知労働局

令和7年度労働保険の年度更新期間は、6月2日(月)～7月10日(木)です。年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。愛知労働局では電子申請による申告を推奨しており、24時間いつでもどこでも手続き可能、あわせて電子納付を行えば、スピーディに年度更新が完結しますので、こちらもぜひご活用ください。

詳しい内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html）または右の二次元コードよりご確認ください。

＜年度更新に関するお問い合わせ＞

年度更新コールセンター　TEL 0120-256-376

※IP電話・携帯電話からでもご利用になれます（通話料無料）
開設期間：令和7年5月29日(木)～７月18日(金)　受付時間：9時～17時まで（土・日・祝日を除く）

第2回
（全6回）

労働条件の不利益変更

菊川社労士事務所 代表 特定社会保険労務士 菊川 愛 氏

「基本給を下げたいのだけど…」「○○手当を廃止したいのだけど…」「今年は業績厳しいから、賞与を払わないでおこうと思うのだけど…」等、私は仕事柄、このような相談を受けることがあります。そして二言目には必ず「（上記のこと）～できますか？」「大丈夫ですか？」と聞かれます。

私は「できると言えばできますが、それが有効か無効かは特に今回の変更についての必要性や不利益の程度と従業員さんが受ける不利益の度合いによります。」とお答えします。

いわゆる**労働条件の不利益変更（現状の賃金や労働時間・休暇・福利厚生等の労働条件を、労働者に不利な方向に変更すること）**を行うリスクを軽視してはいけません。労働条件の不利益変更は、労働者　に大きな影響を与える行為になりやすいので、労働トラブルや裁判に発展することがないよう、慎重な対応が求められます。

今回は、労働条件の不利益変更に関する法的な判断要素についてご紹介したいと思います。まず、労働条件の不利益変更については「労働契約法」に記載があります。

（労働契約法　第8条）
労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。

上記を逆説的に考えると**「労働者の合意なく労働条件を不利益に変更することはできない」**ということになります。

ただ、その次の第9条但し書き及び第10条にて、労働者との合意に基づかなくても就業規則の合理的変更により不利益変更が可能となる旨が規定されています。

また、判例上、労働組合との労働協約の締結により可能となるとも解されています。以上から、この労働条件の不利益変更の進め方は、主に以下の３つの方法があります。

①労働者の個別同意を得て、不利益変更する
②就業規則を変更して、包括的に不利益変更する
③労働組合と労働協約を締結して、不利益変更する

ただ、上記①～③のいずれかの方法を取れば、簡単に労働条件の不利益変更ができるかと言えば、答えはNOです。上記①～③はあくまでプロセスに過ぎません。正しい根拠を持った上で、初めて上記①～③の手続きが有効と判断されます。では、手続きを有効に成立させる為には、どのような点に気を付けるべきかを考えていきたいと思います。

過去の裁判例より、労働条件の不利益変更における**基本的な判断要素**を確認すると、以下について注意が必要です。

① **労働者の個別同意**を得て、不利益変更する場合
→**正しい手順と方法**で、労働者の同意を得る
② 就業規則を変更して、包括的に不利益変更する場合
→変更後の就業規則に**合理性がある**こと
③ 労働組合と労働協約を締結して、不利益変更する場合
→**正しい手順と方法**で、労働協約の締結を行う

では、それぞれ具体的にどのようにすればよいのでしょうか？主に下記を想定し、気を付ける必要があると考えます。

まず、**上記①労働者の個別同意を得る際の正しい手順と方法**としては、以下の要素が問われることになります。

○手続き上の要件として**不利益の内容、程度に関する具体的説明がされている**か
○労働者の自由意志と認めるに足りる**客観的事情がある**か

次に、**上記②就業規則の変更**にあたり求められる合理性を判断するには、以下の要素が問われることになります。

○当該変更により労働者にもたらされる**不利益の内容と程度**
○当該変更がなされるに至った**経緯や理由**
○当該変更における**必要性の内容・程度**
○**変更後の内容自体の相当性**
○**代償措置**、その他関連する**他の労働条件の改善状況**
○同種事項に関する我が国社会における**一般的状況**

最後に、**上記③労働協約の締結**においては以下の要素が問われます。

○当該変更にあたっての**労働組合への情報提供や事前説明**を尽くしているか、そして丁寧に行っているか（労働組合等との交渉の経緯や、他の労働組合又は他の労働者の対応も含む）
○**手続きにおける瑕疵**（かし：欠陥がある）**がない**か
○特定の又は一部の組合員をことさら不利益に取り扱うなど労働組合の**目的を逸脱して締結されたものではない**か

まとめると、労働条件の不利益変更には、**不利益を労働者に法的に受忍させることについて許容することができるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものであることが必要**であると考えられます。

特に労働者に大きな不利益をもたらす変更については、事前に慎重に協議を重ね、労働者の不利益性を緩和するために、経過措置を設ける等の適切な救済の検討も必要です。

会社と労働者との間で元々約束をした労働条件の変更は簡単にはできないということを念頭に置きつつも、会社の判断として、やむなく労働条件の不利益変更を検討せざる得ない場合は参考になさってください。

菊川社労士事務所 代表 特定社会保険労務士 菊川 愛（きくかわ あい）

大学卒業後、営業職を経験したのち、社会保険労務士事務所にて８年間勤務。
令和４年４月菊川社労士事務所を設立。自身は育児休業を３回とり、３人の子育てをしながら、女性のキャリア形成の難しさを経験する。労務相談においては、ＣＤＡ（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）資格も活かし、傾聴を意識しながら、問題解決や歩み寄りを提案し、より良い職場作りを意識して支援を行う。

【愛知労働基準協会の講習について】
振替申込み制度廃止のお知らせ（令和8年4月1日より）

当協会では、2026年4月以降開催の講習より「振替申込み制度」を廃止することになりましたので、お知らせいたします。

当協会の各講習には、取消可能日を設定しております。取消可能日までは受講日の変更、受講のキャンセルをすることができますが、取消可能日を過ぎるとこれらの変更ができなくなります。

取消可能日以降に受講日を変更する場合は、有料による振替申込（振替申込み制度）をうけたまわっておりましたが、2026年4月以降開催の講習よりこの振替申込み制度が廃止となりますので、ご承知おきくださいますようお願いします。

◎変更内容

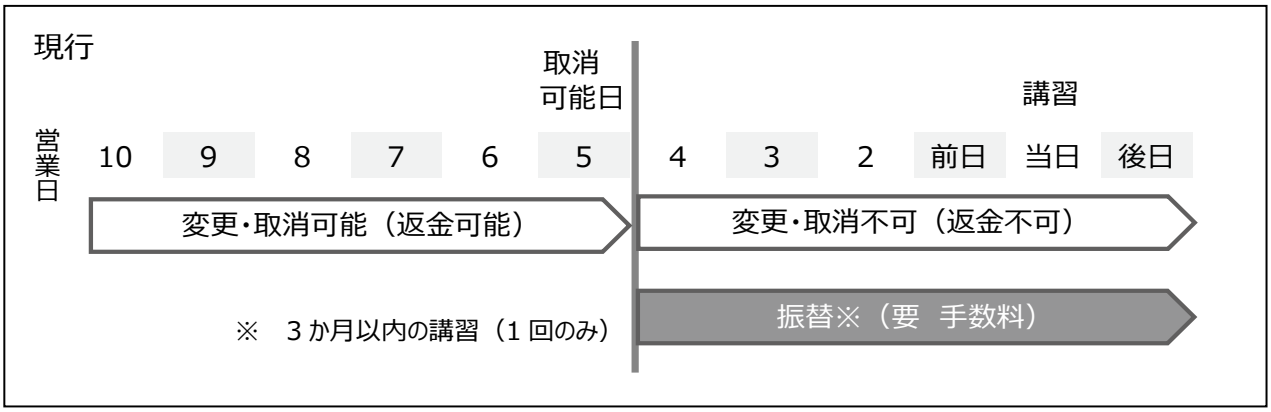

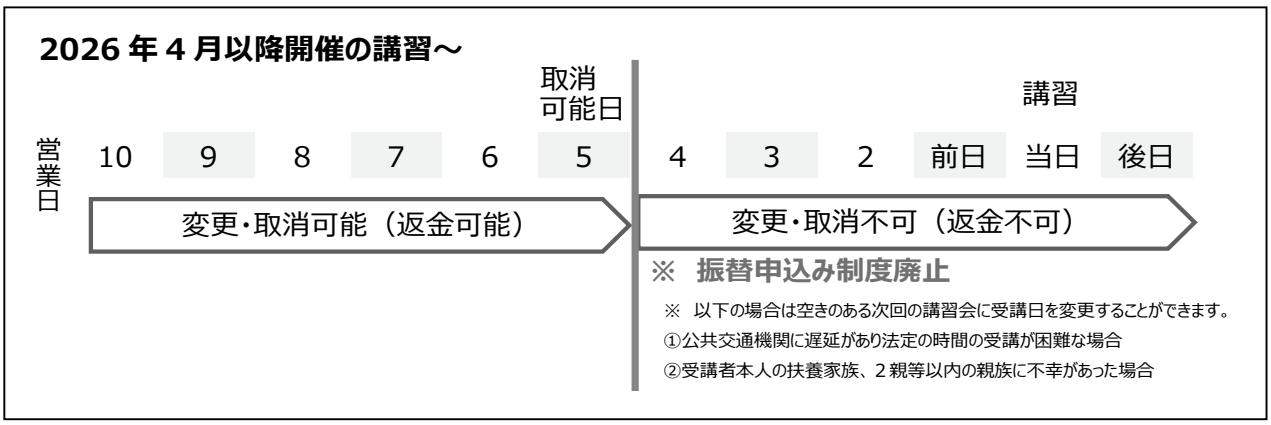

第14回定時会員総会等開催のご案内

当協会は第14回定時会員総会を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には、5月下旬に「招集通知」をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本総会には定款一部変更を上程する予定ですので、**議決権行使へのご協力**をお願いいたします。

（1）日　　時　　6月13日（金）15時00分～15時30分
（2）場　　所　　ＫＫＲホテル名古屋　3階　芙蓉の間（名古屋市中区三の丸1-5-1）
（3）議案(予定)　①2024年度事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等
②定款一部変更
③役員報酬・退職金規程の一部改正
④役員選任
⑤常勤役員の報酬
（4）報告(予定)　2025年度事業計画および収支予算
（5）会員懇談会　会員総会終了後、16時00分より、愛知労働局長(小林 洋子 氏)による挨拶・講演会および会員意見交換会を開催いたします。

技能講習等講師研修会を開催しました

当協会は、3月31日（月）ストリングスホテル名古屋において、6年ぶりとなる技能講習等講師研修会を開催しました。この研修会は、当協会の技能講習等で講師を務めていただく方々を対象とし、選ばれる教習機関としてよりよい講習を提供できるよう講習水準の向上を目的として適宜開催しています。

和久井専務理事

中西教育事業部部長

濵島教育事業部次長

第1部の冒頭、当協会専務理事 和久井 秀則より開会あいさつがあり、続いて教育事業部部長 中西 弘毅より「2024年度の振り返り」「講習会実績と2025年度計画」等を報告しました。次に教育事業部次長 濵島 伸次より「講習会におけるトラブル事例と対策」「受講者の講習会アンケート結果報告」「講習に関する講師アンケートの結果と回答」として、2024年度に発生したトラブル事例の報告とそれに伴う再発防止への対策の共有、また当協会で受講された方々からの講習会アンケートの声や講師アンケートでの意見などを受け、講習品質をより改善・向上につなげるよう研修を行いました。

ご講演 七條 様

第1部の最後には、株式会社GLITTER STAGE 代表取締役で元日本航空客室乗務員の七條 千恵美 様より「心の距離を縮めて信頼を得るコミュニケーション力を身につける！」と題して、ご講演いただきました。

また、第2部の意見交換会では、当協会で講師もお務めいただいている(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 愛知支部 事業部会長 鈴木 史香 様より乾杯のご発声をいただき、普段は一堂に会することの少ない講師の方々が活発に意見を交換し、技能講習等講師研修会は盛会のうちに終了しました。

乾杯のご発声 鈴木 様

意見交換会の様子

外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者を対象に同講習を開催します。当協会は、（公社）全国労働基準関係団体連合会が愛知県内で開催する同講習に「協力」しています。令和7年度の開催予定は以下のとおりです。

（受講料はテキスト代･消費税込）

月	日　時	講習名	受講料	会　場
6月	30日（月）9時25分～17時10分	技能実習責任者	13,200円	ポーラ名古屋ビル9階
10月	25日（土）9時25分～17時10分	技能実習責任者	13,200円	
	26日（日）9時25分～16時50分	技能実習指導員	12,100円	
	27日（月）9時25分～15時40分	生活指導員	11,000円	
2026年1月	30日（金）9時25分～17時10分	技能実習責任者	13,200円	

［申込方法］（公社）全国労働基準団体連合会ホームページ。（開催日の約2か月前からお申込みいただけます）。
（https://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html）、または右の二次元コードからご確認ください。

［お問い合わせ先］（公社）愛知労働基準協会　TEL 052-221-1438

詳細は当協会ホームページ（https://www.airouki.or.jp/）にも掲載しています。

2025 最旬 労働法研究会[水町ゼミ]のご案内

（公社）全国労働基準関係団体連合会では、（株）日本法令と提携し、最旬の労働関係情報を提供する労働法研究会「水町ゼミ」開催します。

講師略歴：水町 勇一郎（みずまち ゆういちろう）
ニューヨーク大学ロースクール客員研究員、パリ・ナンテール大学客員教授、東京大学社会科学研究所教授等を経て、現在、早稲田大学法学部教授。働き方改革実現会議議員、規制改革推進会議委員、東京都労働委員会公益委員（会長代理）、新しい時代の働き方に関する研究会（厚生労働省）委員等を歴任。

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）では、これまで株式会社日本法令が運営し、好評を博していた「水町ゼミ」を、今年度は、同社と提携して開催します。労働関係の情報を、より多くの皆さんに分かり易く、しかも正しくお届けしたいとの水町教授の思いを受けて、良質な情報をいち早く、低価格でご提供する機会として、このゼミを運営します。

■直近1か月の間に出された注目の裁判例・判例、政府の報告書、新法や改正法、海外のトピックスなどのうち、労働関係のお仕事に携わられたり関心のある方が、知って理解しておくべき「旬」の話題を、歯切れのよい語り口で定評がある水町教授が、多角的な分析に本音も交えながら解説します。

■会場参加の皆さんからのご質問（オンライン参加ではQ&A機能を介してのご質問）にもライブでお答えし、理解を深めていただきます。なお、「旬」な情報がない場合には、労働法の最新研究や世界の労働法の動きなど、労働関係に関心がある皆さんの知識欲を刺激するような情報を水町教授が選んで解説します。

■「労働関係に携わられる皆さんと会場やオンラインでつながりながら、毎月第三水曜日の夜が楽しみになるようなゼミにしたい」と水町教授は話しておられます。

【受講料[オンライン(Zoom)*1の場合]】

(1) SJS会員*2	3,300円／回(税込み)
(2) 全基連・県労働基準協会等*3	3,300円／回(税込み)
(3) 上記以外一般	4,400円／回(税込み)

※テキストは、各回ともオリジナルのレジュメをデータで提供

【下記にご注意ください】

*1「水町ゼミ」は、ハイブリッド型（会場受講*4＋ライブ配信（Zoomウェビナー利用）＋見逃し配信*5）で運営。

*2 ㈱日本法令の「社労士情報サイト」会員の略称。今回の受講申込は、同社の「実務研究会」のサイトを利用しており、申込時には当該サイトに遷移。

*3 申込書の「申込区分」欄で全基連・県労働基準協会を選択すれば、この価格が適用（それぞれの会員名簿と照合することはありません）。

*4 会場受講（限定20名）は現在満席でキャンセル待ち（登録しておけば、キャンセルが出次第ご案内）。会場受講の場合、質疑応答時の音声が収録され、配信される可能性がある。

*5 受講（視聴）できなかった場合は、翌営業日以降次回開催日の前日まで、録画を視聴できる。

研究会の詳細やお申込みは、日本法令ホームページ
（https://www.horei.co.jp/iec/seminars/view/673.html）
または、右の二次元コードからご確認ください。

企業の労働110番 労働相談室のご案内

行政から法違反に関する指導を受けた、労使紛争が発生した等の労働トラブルが増加しております。

労働関係法は１００近くあり、これを全て理解しその義務を守ることは、一企業にとって極めて困難で、専門家の助言が不可欠です。

愛知県下各労働基準協会では、令和4年4月より一般社団法人名北労働基準協会事務局内に「企業の労働110番労働相談室」を設置し、社会保険労務士等１７名の専門相談員が、愛知県下全域の労働基準協会の会員企業さまへの、無料労働相談を行っています。

法令を遵守し、労働トラブルを防ぎ、円滑な労務・安全衛生管理を行い、労使一体となり企業を繁栄させるため、ぜひともご活用ください。

＜ご利用のご案内＞

～問題の解消、解決の糸口へ～

相　談　無　料

何　時　で　も

何　度　で　も

秘　密　厳　守

企業の労働110番労働相談室

名　　称 ： 企業の労働 110 番　労働相談室
設置場所 ： 一般社団法人 名北労働基準協会内
名古屋市北区清水１－１３－１
相談方法 ： 電話・来局・ファックス・メールでの相談
相 談 先 ： 専用相談ダイヤル（052)-961-7110
FAX（052）961-9635
E-mail　roudou110@meihokurouki.or.jp
そ の 他 ： 一部の地区労働基準協会では労働安全衛生法等の相談も行っております。

中央労働災害防止協会 2024年度中小企業無災害記録証 受賞事業場紹介

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。2024年度は一定の無災害記録日数を達成した次の事業場が受賞されました。

事業場名	所在地	業種	種別	無災害記録日数	樹立年月日	授与年月日
株式会社ニチアロイ本社工場	安城市	金属製品製造業	第１種（努力賞）	500 日	令和４年８月 23 日	令和６年４月１日
共立工業株式会社	豊田市	一般機械器具製造業	第５種（金賞）	2,700 日	令和３年４月 19 日	令和６年４月１日
株式会社富士プレス横根第三工場	大府市	輸送用機械器具製造業	第１種（努力賞）	650 日	令和４年３月 25 日	令和６年４月１日
豊田環境サービス株式会社	豊田市	その他の事業	第１種（努力賞）	800 日	令和６年３月 27 日	令和６年５月１日
赤木軽金属工業株式会社	安城市	輸送用機械器具製造業	第５種（金賞）	4,400 日	令和６年５月 26 日	令和６年７月１日
株式会社ニチアロイ本社工場	安城市	金属製品製造業	第２種（進歩賞）	1,000 日	令和６年８月 27 日	令和６年10月1日
株式会社エヌテック	名古屋市熱田区	輸送用機械器具製造業	第１種（努力賞）	350 日	令和６年10月28日	令和７年２月１日

中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

労働災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひ本制度をご活用ください。制度の概要および申請方法は中災防ホームページ（https://www.jisha.or.jp/chusho/record/）または右の二次元コードをご確認ください。

第84回（令和7年度）全国産業安全衛生大会in 大阪・近畿

中央労働災害防止協会（中災防）「主催」、大阪労働基準連合会・近畿ブロック各労働基準連合会「協力」、当協会をはじめとした各都道府県労働基準協会（連合会）等「協賛」、厚生労働省等「後援」による標記大会が、9月10日（水）～12日（金）にインテックス大阪、ATCホール（大阪市）で開催されます。

また、開催に伴う情報発信や申込みを受け付ける特設ウェブサイト（https://j-lppf2.jp/jisha-taikai2025/）がオープンしました。当協会ホームページ（https://www.airouki.or.jp）からもアクセスできます。参加のお申込みは、6月上旬より特設ウェブサイトにて受付を開始しますので、みなさま奮ってご参加ください。

特設ウェブサイトは
こちらから

【主　催】中央労働災害防止協会
【協　力】公益社団法人大阪労働基準連合会・近畿ブロック各労働基準連合会（県協会）
【協　賛】各都道府県労働基準協会（連合会）、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
【後　援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、大阪府、大阪市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、大阪商工会議所、東大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、大阪府商工会連合会、公益社団法人関西経済連合会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会（順不同／予定、申請中含む）

全ての働く人々に安全・健康を ～Safe Work , Safe Life～
JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association
中央労働災害防止協会　教育ゼロ災推進部　イベント事業課
TEL：03-3452-6402　https://www.jisha.or.jp/

大会テーマ **共に築こう　安全・健康　一人ひとりが輝く未来**

全国産業安全衛生大会は、全国から産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、企業の研究発表や、専門家による講演などを行う、国内最大の安全衛生イベントです。産業現場での安全と健康の確保を誓う安全文化の祭典に、ぜひご参加ください。

総合集会

開会式のほか、安全衛生に功績のあった方々の表彰、厚生労働省の講演、特別講演などを行います。

9月10日(水)　13:15～17:00（開場11:30予定）

会場　**インテックス大阪 5号館**（大阪府大阪市）

［アクセス］大阪メトロ「中ふ頭駅」より徒歩約5分、「コスモスクエア駅」より徒歩約15分

特別講演

『多様な生き方を実現するアバターと未来社会』

誰もが自分の分身が欲しいと夢見るのではないでしょうか。アバター（操作者の意図に従って働くロボットやCGエージェント）は、私たちの暮らしや社会を自由にし、多様な生き方・幸せな社会を実現します。本講演では、アバター研究を通じて見えてきた「アバターと人間が共生する新たな未来社会」についてお話しします。

大阪大学基礎工学研究科 教授
ATR石黒浩特別研究所 客員所長　**石黒 浩 氏**

【プロフィール】ロボット学者。大阪・関西万博テーマ事業プロデューサー。遠隔操作ロボットや知能ロボットの研究開発に従事。人間酷似型ロボット（アンドロイド）研究の第一人者。2015年、文部科学大臣表彰受賞およびシェイク・ムハンマド・ビン・ラーシド・アール・マクトゥーム知識賞受賞。

分科会

全国の事業場からの研究発表をはじめ、最新の安全衛生の課題に対応した講演、パネルディスカッション等、200題を超える多彩なプログラムを予定しています。

9月11日(木)、12日(金)　会場　**インテックス大阪 1号館・ATCホール**

講演　DX等分科会
9月12日(金)

フジテック㈱ 専務執行役員
デジタルイノベーション本部長
友岡 賢二 氏

『フジテックのDX戦略
～全ては安全・安心のために』

講演　ゼロ災運動分科会
9月11日(木)

大阪医科薬科大学
看護学部　教授
飛田 伊都子 氏

『行動を変える心理学』

講演　安全衛生教育分科会
9月12日(金)

人事・戦略コンサルタント
HRストラテジー代表
松本 利明 氏

『やる気を失った「年上部下」を戦力化の秘訣とは
～中高年の活性化こそが要』

分科会名	日程	分科会名	日程
安全管理活動分科会①	9/11、12	労働衛生管理活動分科会	9/12
安全管理活動分科会②	9/11、12	メンタルヘルス・健康づくり・健康経営分科会	9/11、12
安全衛生教育分科会	9/11、12	マネジメントシステム・リスクアセスメント分科会	9/11、12
機械・設備等の安全分科会	9/11	ダイバーシティ等分科会	9/12
DX等分科会	9/12	ゼロ災運動分科会	9/11
化学物質管理活動分科会	9/11	安全管理活動分科会③	9/12

［全国産業安全衛生大会　最寄り駅］大阪メトロ
「中ふ頭駅」「トレードセンター前駅」「コスモスクエア駅」

［公共交通機関での所要時間］
新大阪駅から約45分／大阪国際空港から約1時間20分

EXPO 2025　ぜんぶのいのちと、ワクワクする未来へ。
2025年4月13日(日)－10月13日(月)
大阪 夢洲(ゆめしま)

講演や企業の研究発表の詳しい内容、参加お申込みについてなど、詳細は特設ウェブサイト（4月中旬オープン）をご確認ください。
https://j-lppf2.jp/jisha-taikai2025/

お問合せ先　中央労働災害防止協会
教育ゼロ災推進部 イベント事業課
jisha-taikai@jisha.or.jp

働く人の安心づくりフェア緑十字展2025 in 大阪・近畿（入場無料）

第84回全国産業安全衛生大会in大阪・近畿に合わせて、9/10(水)～12(金)インテックス大阪では、安全衛生保護具や作業環境改善機器等の展示を通じて、職場における安全衛生水準の向上を促進し、労働災害のない、働く人の心身両面にわたって健康で快適な職場環境の形成に寄与することを目的として、国内最大級の安全衛生保護具・機械などの総合展示会「働く人の安心づくりフェア 緑十字展2025 in 大阪・近畿」が同時開催されます。

詳細については、緑十字展2025in大阪・近畿ホームページ（https://gce.nep-sec.jp/）または、右の二次元コードからご確認ください。

緑十字展
ホームページは
こちらから

技能講習等講習会予定表

		学科		実技					
		日	会場	日	会場	日	会場	日	会場
技能講習 フォークリフト運転（31Hコース）	5月	7	ポーラ名古屋ビル	9.12.13	NSB 東海	9.12.13	トヨタ L&F 白金	14.15.16	トヨタ L&F 白金
				11.18.25	トヨタ L&F 北名古屋				
		9	トヨタ教育センター	10.11.12	トヨタ教育センター	17.18.19	トヨタ教育センター		
		9	江南市民文化会館	11.18.25	稲葉製作所				
		13	ポーラ名古屋ビル	14.15.16	日鉄ビジネスサービス	19.20.21	日鉄ビジネスサービス	19.20.21	トヨタ L&F 白金
		13	とよはし産業人材センター	14.15.16	とよはし産業人材センター				
		20	ポーラ名古屋ビル	22.23.26	日鉄ビジネスサービス	22.23.26	トヨタ L&F 白金		
		22	豊川市文化会館	25.31.6/1	トピー工業				
	6月	2	ポーラ名古屋ビル	3.4.5	日鉄ビジネスサービス	6.9.10	日鉄ビジネスサービス	4.5.6	トヨタ L&F 白金
				9.10.11	トヨタ L&F 白金				
		10	ポーラ名古屋ビル	11.12.13	日鉄ビジネスサービス	16.17.18	日鉄ビジネスサービス	13.16.17	トヨタ L&F 白金
				15.22.29	㈱水谷運輸倉庫				
		16	ポーラ名古屋ビル	19.20.23	日鉄ビジネスサービス	18.19.20	トヨタ L&F 白金	23.24.25	トヨタ L&F 白金
		20	トヨタ教育センター	21.22.23	トヨタ教育センター	28.29.30	トヨタ教育センター		
	7月	1	ポーラ名古屋ビル	2.3.4	日鉄ビジネスサービス	7.8.9	日鉄ビジネスサービス	8.9.10	アイシン教育センター
		9	日鉄ビジネスサービス	10.11.14	日鉄ビジネスサービス	15.16.17	日鉄ビジネスサービス		
		11	トヨタ教育センター	12.13.14	トヨタ教育センター	19.20.21	トヨタ教育センター		
		17	ポーラ名古屋ビル	18.22.23	日鉄ビジネスサービス	24.25.28	日鉄ビジネスサービス		
		31	日鉄ビジネスサービス	8/1.4.5	日鉄ビジネスサービス	8/6.7.8	日鉄ビジネスサービス		

	講習会	会場	5月	6月	7月
技能講習	ガス溶接【学科１日 実技１日】	(学) ポーラ名古屋ビル	19	9	18
		(実) トヨタ教育センター	24	14	26
		(学) トヨタ教育センター		26	
		(実) トヨタ教育センター		27	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者【学科２日 実技１日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 7.8	(学) 9.10	(学) 7.8
			(実) 9or12	(実) 11or12	(実) 9or10
			(学) 19.20	(学) 17.18	(学) 22.23
			(実) 21or22	(実) 19or20	(実) 24or25
			(学) 21.22	(学) 23.24	(学) 28.29
			(実) 23or26	(実) 25or26	(実) 30or31
		トヨタ教育センター			(学) 1.2
					(実) 3or4
		とよはし産業人材教育センター	(学) 27.28		
			(実) 29or30		
		豊田商工会議所	(学) 12.13		
			(実) 15or16		
	有機溶剤作業主任者【学科２日】	ポーラ名古屋ビル	15.16	7.8	1.2
			27.28	16.17	7.8
					22.23
		豊川市文化会館		11.12	
		アイプラザ半田		26.27	
		トヨタ教育センター		2.3	28.29
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者【学科２日】	ポーラ名古屋ビル	13.14	14.15	9.10
			27.28	18.19	15.16
				23.24	24.25
		西尾コンベンションホール		26.27	17.18
		トヨタ教育センター	29.30	9.10	
		とよはし産業人材教育センター			2.3
	プレス機械作業主任者【学科２日】	ポーラ名古屋ビル	15.16		15.16
		豊川市文化会館			9.10
		トヨタ教育センター			7.8
	乾燥設備作業主任者【学科３日】	ポーラ名古屋ビル	19.20	3.4	2.3
		トヨタ教育センター		16.17	
	高所作業車【学科1日 実技1日】	(学) 豊和工業㈱	8		
		(実) ポリテクセンター名古屋港	13or14or15		
	はい作業主任者【学科２日】	ポーラ名古屋ビル			28.29
		とよはし産業人材教育センター		26.27	

	講習会	会場	5月	6月	7月
技能講習	石綿作業主任者【学科２日】	ポーラ名古屋ビル	1.2	5.6	5.6
					15.16
	鉛作業主任者【学科２日】	ポーラ名古屋ビル			17.18
	ショベルローダー等運転【学科１日実技 3.5 日】	(学) 日本会議室名古屋伏見		2	
		(実) ポリテクセンター		3.4.5.6	
				9.10.11.12	
特別教育	アーク溶接【学科 1.5 日実技 1.5 日】	(学) SDG	19.20	16.17	14.15
		(実) SDG	21or22	18or19	16or17
	ﾃｰﾙｹﾞｰﾄﾘﾌﾀｰ特別教育【学科・実技】	アイシン教育センター		5	
	自由研削といし取替・試運転【学科・実技１日】	ポーラ名古屋ビル	29	27	11
			30		14
	機械研削といし取替 試運転【学科１日実技 0.5 日】	トヨタ教育センター	26		23
			27or28		24or25
	産業用ロボット（検査・教示）【学科２日実技１日】	(学) ポーラ名古屋ビル		16.17	
		(実) 三菱電機		18or19or20	
		(学) エイジェック		23.24	14.15
		(実) エイジェック		25or26or27	16or17or18
	粉じん【学科１日】	ポーラ名古屋ビル		13	
	ダイオキシン【学科１日】	ポーラ名古屋ビル	14		
	低圧電気【学科１日実技１日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 7	(学) 9	(学) 28
			(実) 8or9	(実) 10or11	(実) 29or30
	低圧電気（短時間【学科・実技１日】	日本車輌	15		
	フルハーネス（６H）【学科・実技１日】	ポーラ名古屋ビル	23	27	11
			26	30	14
	石綿使用建材物等解体等業務特別教育	ポーラ名古屋ビル			31
能力向上等	安全衛生推進者【学科２日】	ポーラ名古屋ビル			7.8
	安全管理者選任時【学科２日】	ポーラ名古屋ビル		12.13	
	局所排気装置等自主検査者【学科２日実技１日】	ポーラ名古屋ビル	12.13	2.3	
		ポーラ名古屋ビル	14or15or16	4or5or6	
		SDG ㈱			28.29.30
	マスクフィットテスト【学科１日】	名古屋市公会堂	28		
	建築物石綿調査者【学科２日】	ポーラ名古屋ビル			17.18
	工作物石綿調査者【学科２日】	ポーラ名古屋ビル		25.26	
	化学物質管理者【学科２日】	ポーラ名古屋ビル			22.23
	化学物質管理者【学科１日】	ポーラ名古屋ビル		6	
	作業環境測定士	ポーラ名古屋ビル		23.24	
勉強会	衛生管理者（一種）【学科４日】	ポーラ名古屋ビル	27.28.29.30		1.2.3.4
	エックス線作業主任者【学科４日】	ポーラ名古屋ビル		2.3.4.5	

日付の　の表示は、土・日・祝日です。

フォークリフト外国語コース ポルトガル語講座　ベトナム語講座 英語講座　インドネシア語講座	学科【2日】	7/5. 6 ポーラ名古屋ビル	実技【3日】	7/7. 8. 9 トヨタL&F白金オフィス
ガス溶接外国語コース 中国語講座　ベトナム語講座	学科【2日】	6/13. 14 ポーラ名古屋ビル	実技【1日】	6/15 トヨタ教育センター

研修などの名称	5月	6月	7月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー		27 岡谷鋼機名古屋公会堂	9 愛知県技術開発交流センター
元労働基準監督官が詳解する臨検監督への対応			14 ウインクあいち

発行所／公益社団法人愛知労働基準協会　〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目9-26 ポーラ名古屋ビル8階　電話：052-221-1438　FAX：052-204-1268